

島根県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「島根県肝炎対策推進基本指針」及び「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（平成29年4月25日付健発0425号第4号厚生労働省健康局長通知）の基本的な考え方等に従い、「島根県肝炎医療コーディネーター」（以下「コーディネーター」という。）を養成、活用し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等（以下「肝炎患者等」という。）へ適切な肝炎医療や情報提供等の支援をし、もって、肝硬変や肝がんへの移行を減らす等、島根県の肝炎対策を一層推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 島根県

(基本的な役割)

第3条 コーディネーターは、第5条の規定による認定を受け、第6条に掲げる活動を行う。

- 2 コーディネーターは、肝炎患者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関をはじめとする関係機関と連携する。
- 3 コーディネーターは、肝炎ウイルス検査を受け、肝炎ウイルス検査結果が陽性であった者が精密検査を早期に受診し、継続的な治療を受けられるようにフォローを行う。
- 4 コーディネーターは、肝炎患者が仕事と治療を両立し、継続できるように支援する。
- 5 コーディネーターは、前各項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し合うものとする。

(配置する機関と人数)

第4条 コーディネーターを配置する機関と人数は、次のとおりとする。

- 一 肝疾患診療連携拠点病院及び肝炎等精密検査実施医療機関
各施設に1名以上配置する。
- 二 肝炎ウイルス検査委託医療機関
各施設に1名以上配置することが望ましい。
- 三 市町村及び保健所の肝炎対策担当部署
肝炎対策の業務に携わる者で、各市に複数名、各町村に1名以上、各保健所に1名以上配置する。
- 四 その他
第一号及び第二号に規定する以外の医療機関並びに第三号以外の機関等については、任意とする。

(養成及び認定)

第5条 知事は、次に掲げる区分に該当する者で、県が実施する養成研修を受講し

た者をコーディネーターとして認定するものとする。

- 一 医師、薬剤師、看護師、医療事務等の保健医療関係者
 - 二 保健所又は市町村の肝炎対策担当者
 - 三 民間企業、医療保険者等職域の健康管理担当者
 - 四 肝炎患者若しくはその家族、その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
- 2 県は、前項に規定する養成研修を毎年度複数回、複数会場で行う。
- 3 第1項に規定する養成研修の内容は、次の第一号から第三号に定めるほかは、各年度の肝炎医療コーディネーターの養成及び継続研修の実施要項（以下「実施要項」という。）に定めることとする。
- 一 コーディネーターに期待される役割・心構え
 - 二 島根県の肝炎の現状と対策等
 - 三 肝炎等の基礎知識
- 4 知事は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式1）を交付し、コーディネーター名簿に登録を行うものとする。

（活動内容）

第6条 コーディネーターの主な活動内容は、次に掲げる機関ごとに定める項目とする。

また、コーディネーターは、活動する際、県から配布される認定章を着用する。

- 一 肝疾患診療連携拠点病院、肝炎等精密検査実施医療機関及び肝炎ウイルス検査委託医療機関
 - ①肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - ②肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ③肝疾患診療連携拠点病院や県が主催する研修会等への参加
 - ④第3条に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- 二 市町村又は保健所の肝炎対策担当部署
 - ①肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - ②肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ③肝炎ウイルス検査の受検勧奨及びフォローアップ（肝炎患者等への受診勧奨等）の実施
 - ④第3条に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- 三 民間企業、医療保険者等の職域機関
 - ①事業主、人事管理部門、従業員等への普及啓発
 - ②職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
 - ③肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
 - ④第3条に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- 四 その他
 - ①肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発
 - ②肝炎ウイルス検査の受検案内
 - ③肝炎患者等への情報提供
 - ④第3条に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

なお、ここに定める項目のほかに実施する活動については、肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要領（以下「要領」という。）に定めることとする。

（技能向上及び活動支援）

第7条 県は、研修会又は情報・意見交換会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

2 県は、コーディネーターの活動内容及び配置されている機関などを、ホームページ、広報誌その他様々な手段を用いて、周知を図るものとする。

3 県は、認定されたコーディネーターの技能が向上することを目的に、継続研修を開催する。開催にあたっては、毎年度複数会場で行う。

4 コーディネーターは、県が主催する継続研修を毎年度1回受講する。

5 第3項に規定する継続研修の内容は、次に定めるとおりとする。

ただし、実施要項に定めるところにより、継続研修の一部を免除できるものとする。

- 一 島根県の肝炎の現状と対策等
- 二 活動報告や相談事例についての情報・意見交換
- 三 肝炎等の最新情報

（認定及び登録の取消）

第8条 知事は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条に規定する認定及びコーディネーター名簿の登録を取り消すこととする。

一 コーディネーターとして役割に反する行為を行ったとき

二 第7条第3項に規定する継続研修を3年続けて受講しなかったとき
ただし、疾病その他のやむを得ない理由によりコーディネーターとして活動することが困難であったと認められる場合はこの限りでない。

三 本人から辞退の届出があったとき

2 前項第二号ただし書きの規定に該当する場合は、理由書を提出するものとする。

（守秘義務）

第9条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た個人情報等を漏らしてはならない。前条の規定により認定を取り消された後も同様とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は、要領に定めることとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成29年10月4日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成27年度及び平成28年度に養成研修を受講した者であって、修了書を交付された者については、本要綱で規定する養成研修を受講し認定を行った者とみなす。

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年8月27日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成32年10月4日から施行する。

一 第4条第1項第一号

第 一 号

認 定 証

氏名

あなたは、(元号) ____ 年度島根県肝
炎医療コーディネーター養成研修会を
受講し、「島根県肝炎医療コーディネー
ターの養成および活用に関する要綱」
第5条第4項の規定により登録された
「島根県肝炎医療コーディネーター」で
あることを認定する。

(元号) 年 月 日

島根県知事 ○○ ○○



島根県

Shimane Prefectural Government

